

本校の体育施設開放について（概要）

1 概要

体育施設開放事業は、地域住民の自主的なスポーツ活動の実現に向け、教育活動に支障が生じない範囲で学校体育施設を地域スポーツ振興の場として提供し、住民相互の交流促進と地域に根ざした学校運営の実現を目指すために体育施設を開放する事業です。

2 利用できる施設及び種目

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) グラウンド | 少年野球（軟式）、少年サッカー等 |
| (2) テニスコート | 硬式テニス、軟式テニス |
| (3) 体育館 | バレーボール、バスケットボール、バドミントン等 |

3 年間開放日数

年度ごとに定めます。

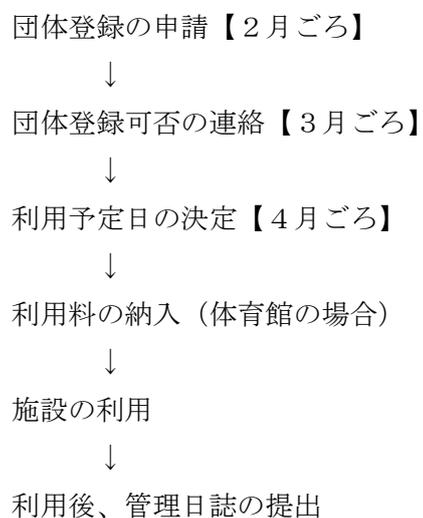
（参考）令和5年度計画

- | | |
|------------|-----|
| (1) グラウンド | 6日 |
| (2) テニスコート | 32日 |
| (3) 体育館 | 24日 |

4 利用料

- | | |
|------------|---|
| (1) グラウンド | 無料 |
| (2) テニスコート | 無料 |
| (3) 体育館 | 400円（1回3時間当たり）
1,700円（夏季に空調を利用する場合に加算） |

5 利用の流れ（概略）



6 その他

(1) 都立学校施設開放事業実施要領により、学校の体育施設を使用できる者は、次の要件を満たす団体とされています。

ア 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体

イ 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体

ウ アマチュア活動を目的としている団体

エ 営利を目的としない団体

オ 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体

(2) 本校では上記(1)に加え、団体登録について下記のとおり定めています。

ア グラウンド利用は、登録団体数を制限しています。

団体登録申請数が2団体を超えた場合、学校側による抽選を行います。

(参考：令和5年度の登録希望団体は5団体でした。)

少年(小中学生)の団体に限ります。

イ テニスコート利用は、登録団体数を制限しています。

団体登録申請数が20団体を超えた場合、江東区に在住している方が団体構成員

の半数を超える団体を優先し、なお超えている場合は、学校側による抽選を行います。

(参考：令和5年度の登録希望団体は60団体でした。)

ウ 体育館利用は登録団体数を制限しています。

団体登録申請数が5団体を超えた場合、青少年団体を優先し、それ以外の団体で学校側による抽選を行います。

(参考：令和5年度の登録希望団体は10団体でした。)

※ 登録団体数は年度により変更する場合があります。

団体登録において抽選を行う場合、過去の団体登録の状況は考慮しません。

(3) 各競技に使用するラケット、ボール等の貸出しはありません。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策のため、施設使用時の基本的な感染対策や健康状態の確認等について御協力ください。

※ 上記の内容については、年度により変更となる場合があります。詳細は、当該年度の募集が開始された時点で御確認下さい。